

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 23 日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

停止処分者講習及び違反者講習業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (4) 業務場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津 216 番地 鳥取県自動車運転免許試験場

### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、委託期間 2 年間の委託料の総額とし、契約申込金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業務区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 1 月 9 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 委託業務を確実に履行できる者であること。
- (6) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 38 条の 3 の規定により、次のいずれにも該当するものであると鳥取県公安委員会が認めた者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習

を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第 119 条の 2 の 2 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

イ 法人の場合、道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの

ウ 委託業務を行う事務所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習における指導に必要な能力を有する者であつて、次の(7)に掲げる資格要件を満たす者（以下「講習指導員」という。）を業務を行うために必要な数以上置けること。

#### (7) 講習指導員の資格要件

ア 25 歳以上の者であること。

イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導（法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため運転適性指導員（法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導員をいう。）、停止処分者講習指導員（法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習の講習指導員をいう。）、高齢者講習指導員（法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する講習の講習指導員をいう。）又は違反者講習指導員（法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）のいずれかの職を解任された日から起算して 2 年を経過していない者

(イ) 法第 117 条の 2 の 2 第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条から第 6 条までの罪又は法に規定する罪（(イ)に掲げる罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査指導者資格者証（鳥取県警察本部長が定める運転適性検査・指導者養成要領 1 に規定する運転適性検査・指導者証をいう。）の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者

b 運転適性に関する業務に関し a に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有するものとして入札説明書で定める要件を満たす者であること。

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証（法第 99 条の 3 第 4 項の規定により交付される教習指導員資格者証をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がお

おおむね1年以上ある者

- b. 普通自動車に係る届出教習所指導員課程（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第2章の規定により設立された自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する届出教習所指導員課程をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- c. 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a又はbに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認めるものとして入札説明書で定める要件を満たす者であること。

オ 次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
- (イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

カ 違反者講習指導員にあっては、アからオまでに掲げるもののほか、警察署で交通警察業務又は地域警察業務に従事し、交通関係機関・団体に対する交通安全講習会等の経験が相当期間ある者で公安委員会がふさわしいと認めた者

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

ア 2の(1)から(5)までに掲げるものに係るもの  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係  
電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(6)及び(7)に掲げるものに係るもの  
〒680-0841 鳥取市吉方温泉二丁目501番地1  
鳥取県警察本部交通部運転免許課行政処分係  
電話 0857-36-1144

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で令和6年12月23日(月)から同月27日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年2月13日(木)午前10時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に令和7年1月17日(金)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(6)及び(7)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に令和7年1月17日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、過去2年間に国、地方公共団体その他の法人と本件公告と同種で同程度の規模以上であると認められる契約を履行した実績を有することが確認できた場合は、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。